

令和4年度第3回白井市空家等対策協議会について

◎白井市空家等対策計画の見直しに係るこれまでの協議

1 令和3年度 第1回協議会（令和3年10月19日）での議事

○現行計画の見直しの「策定方針について」を協議、決定

- 1 現行の計画の基本方針を踏襲し、計画の見直しを行うこととする。
- 2 見直しにあたり、空家対策を**予防**、**活用**、**管理**、**除却**に分類、整理を行う。
- 3 市民に対するフィードバックを計画の本編又は資料編に記載する。

2 令和3年度 第2回協議会（令和4年3月11日）での議事、決定（意見あり）

○現行計画の見直しの「市民による参加・協働の取組み」を盛り込むことを協議

- ・(案1) 住宅等の所有者等は、その財産の将来について、家族・近所・町内会と話し合い、活用・管理・除却を計画し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように努めるものとする。
- ・(案2) 住宅等の相続人は、相続登記を速やかに行い、その空き家の管理方法を計画し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように努めるものとする。

(協議会での意見)

- ・「将来」というと、漠然としている。直近の問題として捉えたほうが良いのでは。
- ・「住宅等」ではなくて「空家等」に限定したほうが分かりやすいのではないか。
- ・「家族」は、法的に非常に微妙なことなので、近所のコミュニティを絡めるとするのは、表現を慎重にしなければならない。家族関係に近所が入り込んでしまうという可能性がある。
- ・行政の役割とコミュニティの役割をもう少し分かりやすく丁寧に書くこと。

これまでの協議会での意見を踏まえ、現行計画見直し（素案）を作成

(次頁に続く)

3 令和4年度第1回協議会（令和4年7月21日）での議事、意見あり

○現行計画の見直し（素案）について（策定方針、市民参加に関すること）【協議】

1 基本的な方針（P.14）

「対策の視点4項目」及び「市民参加」によって空き家率の上昇を抑制する。

（対策の視点4項目＝**予防**、**活用**、**管理**、**除却**）

- ・ニュータウン内には共同住宅も多くあるが、現在は空家が問題化する状態になく、適切に管理が行なえていることから、本計画は戸建住宅を中心とした対策として進める。本計画には盛り込まないが、共同住宅や1Rアパートが将来に問題化する可能性があるため備えておきたい。
- ・「市民参加」より、「空き家コミュニケーション」の表現の方が市民が理解しやすい。
- ・空家等対策の「2.ライフステージに応じた移住定住の促進」は、住宅政策の機能が入りすぎるので、内容を再検討する。

2 市民参加の取り組みの例（空き家コミュニケーション）

（1）住宅の所有者が行う市民参加（参加・協働）の取り組み（P.16）

（2）市民等が行う市民参加（参加・協働）の取り組み（P.18）

- ・市民参加（参加・協働）の取り組みの例が、自治会・近隣住民に押しつける印象とならないよう表現を工夫すること。

3 市民と行政の役割分担による参加・協働の体制（P.22）

空き家対策における参加協働について、各立場による役割のイメージ図を追加。

- ・「役割分担」「参加」「協働」などと表記すると、取り組みの例と同様に自治会・近隣住民に押しつける印象とならないよう表現を工夫すること。

意見を踏まえ、現行計画見直し（素案）を修正（素案の修正稿を作成）

（次頁に続く）

4 令和4年度第2回協議会（令和4年10月27日）での議事、意見あり

○現行計画の見直し（素案）の修正稿について【協議】【決定】

1 前回協議により修正した部分について

1 基本的な方針（P.14, 15）

- （1）本計画における「市民参加」の定義を明文化のうえ、その名を「空き家コミュニケーション」と呼ぶこととすることで、市民にとって理解しやすいものとなりました。（P.14）
- （2）空家等対策の「2.ライフステージに応じた移住定住の促進」を「空家等の利活用（移住定住）促進」に改め、対策の目的を空家等に絞りました。（P.15）

2 市民参加の取り組みの例（空き家コミュニケーション）（P.16、18）

- （1）取り組み例の表現を押しつける印象とならないよう、「〇〇しましょう。」という行動を促す表現とし、主体も町内会等としない表現としました。

・P11 図中の「地域の資産価値に深刻な影響を及ぼす恐れ」をこの建物を含んで周りの話と分かるよう、表現を工夫すること。

3 市民と行政の役割分担による参加・協働の体制（P.22）

- （1）自治会・近隣住民に押しつける印象とならないよう「役割分担」「参加」「協働」という表現ではなく、「所有者とその周囲の人たちによる連携の体制」に改め、市民等の枠内に各種コミュニティを例示しました。
- （2）協定団体及び関係団体等から想定される具体的な団体名を明記しました。

4 その他修正した部分（P.4）（P.23～）

- （1）第1章 計画の趣旨 1.計画策定の背景のうち、後段部分を改定理由が不明瞭であったため、加筆修正を行いました。
- （2）資料編を追加しました。相談窓口の紹介、庁内連携体制、取り組み状況の整理、各種団体との協定による連携、千葉県並びに県内市町村との連携を加えています。

- ・P.31 QRコードを掲載し、情報を自分でも調べられるよう工夫してほしい。
- ・P.31 補助金等は、制度を具体的に記載したほうが市民にとって分かりやすい。

意見を踏まえ、現行計画見直し（決定案）を作成

市民参加
パブコメ実施

（次頁に続く）

5 今回 令和4年度第3回協議会（令和5年2月2日）での議事

○（第2次）白井市空家等対策計画の決定について【協議】

1 前回協議により修正した部分について <資料の1参照>

1 市内の空き家の現状と課題（P.11）

図中の「___地域の資産価値に・・・」を「周辺地域の資産価値に・・・」とし、資産価値の影響は、空き家だけでなく周辺地域にも及ぶものであると明記しました。

2 空家等への対策に関する庁内連携体制と取組み状況（P.31、32）

- （1）空家対策に係る各取組みについて、QRコードを記載し市ホームページから詳細な情報を得られる工夫をいたしました。
- （2）具体的な施策・事業について、各事業について簡潔な説明を加えて、分かり易さに努めました。

2 市民参加の手法であるパブリックコメントの募集結果について

1 概要

募集期間：令和4年12月9日（金）～22日（木） 14日間

周知方法：行政運営報告、広報しろい12月1日号、市ホームページ、公式SNS

意見を提出できる者：市内在住・在勤・在学者、市内に事業所を有する法人や団体

閲覧場所：場所：市ホームページ、建築宅地課窓口、情報公開コーナーほか9箇所

意見の提出方法：郵便、ファクシミリ、Eメールのほか、パブコメポストへの投函

2 提出のあった意見（1名の方から3件あり）の概要 <資料の1及び2参照>

- （1）内容が充実し、対策マニュアルに有効である。作成関係者へ御礼の記載あり。
- （2）「特定空家等を除いた空家等」のフローチャートも作成すべき。
- （3）空家等の所有者と直接交渉をしている「他の関連部署」と、市民が話し合うことが重要ではないか。窓口の建築宅地課は相談内容を吟味し「他の関連部署」へ案内しその後は任せるほうが良いのではないか。

3 意見に対する市の扱い及び考え方の概要 <資料の2参照>

- （1）【その他】 貴重なご意見に対するお礼を掲載
- （2）【既掲載】 P.20 フローチャート中、上段「不適切管理の空家等」部分が該当
- （3）【参考】 窓口一元化による情報の集約、市民サービスの利便性向上に努めます

意見を踏まえたうえで、決定（案）の承諾



決裁手続を経て決定

協議会スケジュール

日程		計画の見直し		特定空家の判定基準等	
			事務局		事務局
令和3年度	10月	協議会	現行の計画及び見直しの方針に対する説明		(案)の説明、協議
			市民参加（意見交換会等）	意見取りまとめ	
	2月	協議会	市民参加での意見の提示、協議		決定（案）の説明、協議
				(案)作成	起案・決裁
令和4年度	7月	協議会	(案)の説明、協議		決定の報告
				決定（案）作成	
	10月	協議会	決定（案）の説明、協議		
				決定（案）の修正	
			市民参加（パブコメ）		
				決定（案）の修正	
	2月	協議会	パブコメ後の案の説明、協議		
			起案・決裁		
3月			行政経営戦略会議 決定案の報告		